



令和7年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～女性相談支援事業に関する相談指導業務に主に従事する職員～
女性相談支援員A、女性相談支援員B

1 応募受付期間

随時募集中（毎月10日前後に締切）

※10日前後に応募する際は、事前にお問い合わせください。

2 応募条件

次の(1)、(2)の条件の全てを満たす方

(1) 次の条件のいずれかに該当する。

【女性相談支援員A】

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士または公認心理師のいずれかの資格を有する。

【女性相談支援員B】

次のア、イいずれかの条件に該当する。

ア 社会福祉主事任用資格を有する。

イ 配偶者暴力相談支援センターで相談業務の経験が2年以上ある。

(2) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

次の必要書類を郵送してください。受付後に受験票を送付します。

※ 封筒には「女性相談業務応募」と朱書きのうえ、応募受付期間内に必着のこと。

(1) 必要書類

ア 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書

※ 本市ホームページからダウンロードしてください。

イ 該当する資格の証明書の写し

※ 女性相談支援員Bの「実務経験あり」で応募される場合は、就労証明等実務経験を証するもの

※ 社会福祉主事任用資格証明書の写しが提出できないときは、代わりに「成績証明書」を提出してください。また、成績証明書に卒業年月日が記載されていない場合は、「卒業証明書」も必要です。

(2) 送付先

〒661-0012

尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階

尼崎市北部保健福祉センター 北部福祉相談支援課

4 採用予定日

原則、試験実施月の翌月1日

5 採用予定人数

若干名

6 勤務条件

(1) 任期

採用予定日～令和8年3月31日

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

本市庁舎（尼崎市内）

関係機関や家庭訪問に出向くなど、庁舎外で業務を行うこともあります。

(4) 職務内容

【女性相談支援員A】

ア 女性相談（DV相談を含む）に関する業務

イ 緊急に保護を要する相談者の一時保護に関する業務

ウ 母子生活支援施設の入所相談、申請受付に関する業務

- エ 困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント業務
- オ その他所属長が必要と認める業務

【女性相談支援員B】

- ア 女性相談（DV相談を含む）に関する業務
- イ 緊急に保護を要する相談者の一時保護に関する業務
- ウ 母子生活支援施設の入所相談、申請受付に関する業務
- エ その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間

- ア 始業時刻 午前9時15分
- イ 終業時刻 午後5時30分
- ウ 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで
- エ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 年末年始（12月29日～翌1月3日）

(エ) 月曜日から金曜日までのうち、指定する1日

- オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

- ア 報酬月額 【女性相談支援員A】

189,330円～202,960円

【女性相談支援員B】

178,540円～191,510円

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

※女性相談支援員としての経験年数等によって、上記報酬額に加算がつく場合があります。

- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

- ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を6月及び12月に支給（予定）

※令和6年度支給実績：年間最大4.6月

※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

- エ その他 臨床心理士の資格を持つ大学の先生や弁護士によるスーパーバイズが受けられます。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

- ※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

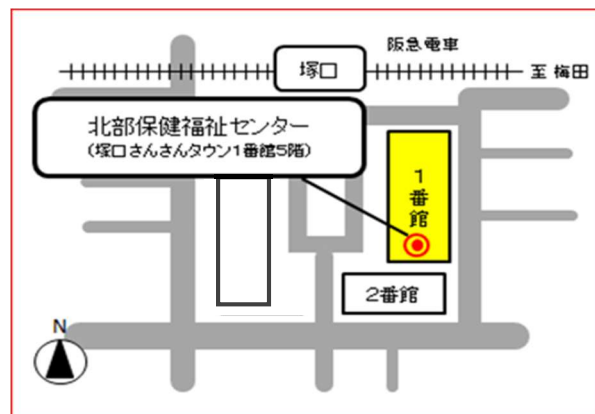
(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規定（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

(1) 試験日時 応募書類受け付け後、別途調整します。

(2) 試験場所 尼崎市北部保健福祉センター（予定）
尼崎市南塚口町2丁目1-1 塚口さんさんタウン1番館5階



(3) 持参品 受験票・筆記用具

(4) 試験内容 筆記試験（作文）及び面接試験
※作文のテーマは、当日お知らせします。

(5) 結果発表 試験終了後、速やかに試験結果通知を送付します。

8 留意事項

(1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

(2) 応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。

(3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市福祉局 北部保健福祉センター 北部福祉相談支援課

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階

電話：06-4950-0496 ファクス：06-6428-5109

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。

【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】

（トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集）